

環境技術実証モデル事業 VOC 処理技術分野（中小事業所向け VOC 処理技術）における実証対象技術の募集について

平成 19 年 9 月 11 日（火）

同時資料提供 環境省

財団法人東京都環境整備公社
東京都環境科学研究所 調査研究科
電話 03-3699-1331（代表）

平成 19 年度環境技術実証モデル事業「VOC 処理技術分野」における実証対象技術を以下の通り募集いたします。

1 実証対象技術

対象となる VOC 処理技術は、中小事業所である塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング工場等から排出される VOC を適正に処理する技術（装置、プラント等）です。VOC 処理技術には、大きく分けて、分解方式（燃焼、触媒分解など）と回収方式（吸着、冷却凝縮など）の 2 種類がありますが、その組合せ方式も含まれます。ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、部分的な処理も含まれます。

2 受付期間

平成 19 年 9 月 11 日（火）から 10 月 15 日（月）まで

3 申請方法

別添の募集案内のとおり

4 申請書提出先及び問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社

東京都環境科学研究所 調査研究科（辰市、中浦）

〒136-0075 東京都江東区新砂 1-7-5

電話 03-3699-1331（代表）

（参考）環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と産業の発展を促進するなどを目的として、環境省が実施している事業です。

平成 19 年度環境技術実証モデル事業
「中小事業所向け VOC 処理技術（VOC 処理技術分野）」
実証試験の実証対象技術の募集について

平成 19 年 9 月 11 日
財団法人東京都環境整備公社
東京都環境科学研究所

財団法人東京都環境整備公社は、環境技術実証モデル事業（VOC 処理技術分野）における実証機関として環境省に選定されました。つきましては、実証試験の対象となる技術を募集いたします。

1 募集の概要

（1）実証対象技術

本事業の対象となる VOC 処理技術とは、中小事業所である塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング工場等から排出される VOC を適正に処理する技術（装置、プラント等）を指します。VOC 処理技術には、大きく分けて、分解方式（燃焼、触媒分解など）と回収方式（吸着、冷却凝縮など）の 2 種類がありますが、その組合せ方式も含まれます。

ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、部分的な処理も含まれます。

（2）実証試験実施場所

財団法人東京都環境整備公社が実証機関として実証試験を実施することから、実証試験実施場所は、原則として東京都内又はその近隣地域とします。

実証試験実施場所は、すでに稼働している実証対象機器が設置されている場所、又は実証試験のために新たに実証対象機器を設置される場所等を提案してください。

2 申請者の要件

対象となる技術を保有すること。

実証試験実施場所を提案できることなど、「中小事業所向け VOC 処理技術実証試験要領[第 2 版]（平成 19 年 7 月 25 日環境省水・大気環境局）」で定められている事項を順守できること。

* 実証試験要領は、環境省の環境技術実証モデル事業に関するホームページを参照してください。

【 <http://www.env.go.jp/policy/etv/> 】

技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」で定められている事項を順守できること。

* この要領は、財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所の環境技術実証モデル事業に関するホームページを参照してください。

【 <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kankyoken/> 】

3 対象技術の申請及び実証技術の選定

(1) 申請方法

実証申請書(別紙)及び申請書に添付する資料を各15部(正本1部、写し14部)提出してください。

(2) 申請の締め切り

平成19年10月15日(月)必着

(3) 申請していただいた後、書類選考及び実証機関が設置した技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で対象となる技術を選定し、環境省の承認を得て決定します。また、審査結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただきます。

4 費用負担

実証対象機器の運搬、設置、撤去、運転、維持管理等に要する費用は申請者の負担となります。

5 スケジュール

| | 9月 | 10月 | 11月~1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|----|-----|--------|----|----|
| 実証対象技術の募集、選定 | ←→ | | | | |
| 実証試験計画の策定 | | ←→ | | | |
| 実証試験の実施 | | | ←→ | | |
| 実証試験結果報告書の作成 | | | | ←→ | |
| 環境省への報告・公開 | | | | | ←→ |

6 その他

実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。

特許等の関係で公開を希望されない情報等につきましては、別途相談させていただきます。

本事業は、実証対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について、実証機関が認証や認定を与えるものではありません。

7 申請書提出先及び問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社
東京都環境科学研究所 調査研究科 (辰市、中浦)
〒136-0075 東京都江東区新砂 1-7-5
電話 03-3699-1331 (代表)

環境技術実証モデル事業全般については、環境省のホームページに詳しく紹介されておりますので参考にしてください。【 <http://www.env.go.jp/policy/etv/> 】